

別紙様式2-1 (処遇改善加算 総括表)

提出先 静岡県

介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書(令和7年度)

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンケンミンコウセイカイ		
法人名	社会福祉法人県民厚生会		
法人所在地	〒	426-0009	
	静岡県藤枝市八幡198番地		
フリガナ	オカザキ ミナ		
書類作成担当者	岡崎 美奈		
連絡先	電話番号	054-646-6766	E-mail kirara-mo@arrow.ocn.ne.jp

2 賃金改善計画:加算額以上の賃金改善について(全体)

令和7年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額			
① 令和7年度の加算の見込額	a)	115,582,908	円
② 令和6年度の加算額のうち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す予定の額	b)	0	円
③ 令和7年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額(賃金改善が必要な額)(a + b)	c)	115,582,908	円
④ 令和7年度の賃金改善の見込額 (③の額以上となること。介護人材確保・職場環境改善等事業から人件費に充てた額を除く。)	d)	116,000,000	円

【記入上の注意】

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、介護サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認めている。令和7年度に繰り越す予定の額を(b)に記載すること。また、繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- (d)には、令和6年度からの繰り越し分(b)の配分を含め、令和7年度に実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 介護職員等処遇改善加算の要件について

(1)月額賃金改善要件Ⅰ(処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

別紙様式2-2「①月額賃金改善要件Ⅰ」の欄から転記			
① 令和7年度の処遇改善加算Ⅳ相当の見込額の1/2		37,681,146	円
② 令和7年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)		102,309,050	円

【記入上の注意】

- 令和7年4月以降の処遇改善加算の配分方法のうち、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)で行っている賃金改善の総額を記入してください。

(2)月額賃金改善要件Ⅱ(旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

※令和7年3月時点で処遇改善加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ

別紙様式2-2「②月額賃金改善要件Ⅱ」の欄から転記			

(3)キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ(任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

別紙様式2-2「③・④キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)

○

(4)キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ】

別紙様式2-2「⑤キャリアパス要件Ⅲ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)

○

(5)キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件)【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】

別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記

○

☐	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ(任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等)
☐	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)
☐	キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件)
☐	キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)

(6)キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)【処遇改善加算Ⅰ】

別紙様式2-2「⑦キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記

○

(7)職場環境等要件【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

介護人材確保・職場環境改善等補助金の要件を満たしており、補助金を申請予定又は申請済であるため、令和7年度中の職場環境等要件の適用が猶予される。

○

☐☐

4 要件を満たすことの確認・証明

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項		証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じた提出)	○
✓	処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、給与明細等	
✓	令和7年度に繰り越す予定の額(2②)がある場合は、全額、令和7年度の賃金改善に充てます。 期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等	
✓	キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、資質向上のための計画等	
✓	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	
✓	労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書	
✓	本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	
✓	指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内のあった申請先に提出します。	—	

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があった場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

○

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いがないこと及び
記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和 7 年 3 月 31 日 法人名 社会福祉法人県民厚生会
代表者 職名 理事長 氏名 望月 忍

(確認用) 提出前のチェックリスト

- 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について		○
令和7年度に繰り越す予定の額を含む、令和7年度の賃金改善が必要な額以上の賃金改善を行う計画となっていること		

3 介護職員等処遇改善加算の要件について			○
(1)	月額賃金改善要件Ⅰ	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること	
(2)	月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること	
(3)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	○
(4)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること	○
(5)	キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること	○
(6)	キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)を満たすこと	○
(7)	職場環境等要件	介護人材確保・職場環境改善等事業を申請予定若しくは申請済である又は各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること 情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	○

4 要件を満たすことの確認・証明		○
■ 必要な項目が全て選択されていること		
■ 誓約・記名が行われていること		

別紙様式2-2(処遇改善加算 個票)

法人名 社会福祉法人県民厚生会

【記入上の注意】

・[オレンジ色] [ピンク色]のセルは必ず入力してください。空欄がある場合は不備となります。

処遇改善加算(見込額)の合計(円)	115,582,908 円
うち、処遇改善加算相当の1/2(見込額)の合計(円)	37,681,146 円
うち、新たに増加する居間サービスアップ等加算相当の見込額(円)	0 円
うち、新たに増加する居間サービスアップ等加算相当の見込額(円)	0 円

⑥キャリアパス要件IVについて(令和7年度の算定予定)について)

改善後の賃金が年額40万円以上となる者の数	16
処遇改善加算Ⅰ・Ⅱの算定を届け出た事業所数 (短期入所・予防・総合事業での重複除く)	10

介護保険 事業所番 号	事業所の所在地	事業所名	サービス名	一月あたり介護 報酬(単位) 加算を算出 する単位 (単位)	令和7年3 月時点の算 定区分	加算率	令和7年4月以 降算定する処遇改 善加算の区分	算定対象月 (d)	処遇改善加算 の 見込額(円) (a × b × c × d)	①月額賃金要件Ⅰ		②月額賃金要件Ⅱ		③④キャリアパス 要件Ⅰ・Ⅱ	⑤キャリアパス要 件Ⅲ	⑥キャリアパス要 件Ⅳ	⑦キャリアパス要件 Ⅴ
										月額賃 金要件 Ⅰを満た す	月額賃 金要件 Ⅱを満た す	新たに増加する 旧サービスアップ 等加算相当の 処遇改善加算 の見込額	月額賃 金要件 Ⅲを満た す				
1 2292200122	富山市	グルーポホーム さくら園	認知症対応型共同 生活介護	238,000	10.14	処遇改善加算Ⅰ	18.6%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	5,341,260	1,794,780	○		○			1	サービス提供体制強化 加算Ⅱ
2 2292200742	富山市	グルーポホーム さくら園	認知症対応型共同 生活介護	46,000	10.17	処遇改善加算Ⅰ	18.1%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	1,016,100	342,444	○		○			0	サービス提供体制強化 加算Ⅱ
3 2272201496	富山市	さくら園 サービスセン ター	通所介護	625,000	10.14	処遇改善加算Ⅱ	9.0%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	6,844,500	2,433,600	○		○			1	
4 2272201496	富山市	さくら園 サービスセン ター	通所介護	50,000	10.14	処遇改善加算Ⅱ	9.0%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	547,560	194,688	○		○				
5 2272201488	富山市	さくら園 サービスセン ター	訪問介護	234,000	10.21	処遇改善加算Ⅰ	24.5%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	7,024,088	2,078,550	○		○			1	特定事業所加算Ⅱ
6 2272201488	富山市	さくら園 サービスセン ター	訪問型サービス(後 援)	57,000	10.21	処遇改善加算Ⅰ	24.5%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	1,710,984	506,310	○		○				特定事業所加算Ⅰ又は Ⅱに該当する箇所行 目の加算
7 2272200618	富山市	特別養護老人 ホームさくら園 サービスセン ター	介護老人福祉施設 サービス	2,020,000	10.14	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	34,411,104	11,060,712	○		○			7	日常生活継続支援加 算Ⅰ又はⅡ
8 2272200628	富山市	さくら園 サービスセン ター	短期入所生活介護	507,000	10.17	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	8,662,392	2,784,342	○		○				サービス提供体制強化 加算Ⅱ
9 2272200628	富山市	さくら園 サービスセン ター	介護支援型短期入所 生活介護	11,000	10.17	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	187,932	60,408	○		○				サービス提供体制強化 加算Ⅱ
10 2272200683	富山市	さくら園 サービスセン ター	通所介護	635,000	10.14	処遇改善加算Ⅰ	9.2%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	7,108,536	2,472,594	○		○			1	サービス提供体制強化 加算Ⅰ

介護保険 事業所 番号	指定事業者 名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり介護 保険料負担 額(円)※ 加算を除く 【単位】 (a)	1人あたり 負担額 【単位】 (b)	令和7年3 月時点の算 定区分	加算率	令和7年4月以 降に 算定する加算改 善加算の区分	加算 率 (c)	算定対象月 (d) ※通常は令和7年4月～令和8年3月	加算改善加算 見込額【円】 (a×b×c×d)	①月額賃金要件 I		②月額賃金要件 II		③④キャリアパス 要件 I・II	⑤キャリアパス要 件 III	⑥キャリアパス要 件 IV	⑦キャリアパス要件 V
		都道府県	市区町村											月額賃金要件 I を満 たす 1/2	月額賃金要件 I を満 たす 1/2	新たに増加する 旧ベースアップ 等加算相当の 処遇改善加算 の見込額	月額賃 金要件 II を満 たす				
11	227330083	鹿児島市	鹿児島市	せいら園様デイ サービスセンター	通所型サービス(後 者)	32,000	10.14	処遇改善加算 I	9.2%	処遇改善加算 I	9.2%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	358,224	124,596	○		○	令和7年度中に満たす	改善後の賃金要件 (月額40万円以上を 満たす職員数を記 載)	改善後の賃金要件 (月額40万円以上を 満たす職員数を記 載)	介護福祉士等の配 置率の状況が分 かる加算の算定状 況
12	229710053	浜松市	浜松市	グループホーム せいら浜松	認知症対応型共同 生活介護	477,000	10.14	処遇改善加算 I	18.6%	処遇改善加算 I	18.6%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	10,795,692	3,627,592	○		○	令和7年度中に満たす	群給の仕組みの整 備等		サービス提供体制強化 加算 I
13	2273300214	浜松市	浜松市	せいら園様デイ サービスセンター	通所介護	510,000	10.14	処遇改善加算 I	9.2%	処遇改善加算 I	9.2%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	5,709,216	1,985,814	○		○	令和7年度中に満たす		0	サービス提供体制強化 加算 II
14	2277300214	浜松市	浜松市	せいら園様デイ サービスセンター	通所型サービス(後 者)	33,000	10.14	処遇改善加算 I	9.2%	処遇改善加算 I	9.2%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	389,420	128,490	○		○	令和7年度中に満たす			サービス提供体制強化 加算 II
15	2273300308	浜松市	浜松市	せいら園様ヘル パーセンター	訪問介護	310,000	10.21	処遇改善加算 I	24.5%	処遇改善加算 I	24.5%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	9,305,388	2,753,634	○		○	令和7年度中に満たす		1	特定事業所加算 II
16	2273300308	浜松市	浜松市	せいら園様ヘル パーセンター	訪問型サービス(後 者)	54,000	10.21	処遇改善加算 I	24.5%	処遇改善加算 I	24.5%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	1,620,936	479,664	○		○	令和7年度中に満たす			特定事業所加算 I 又 は II に該当する加算 目の加算
17	2273304653	浜松市	浜松市	せいら浜松遠征 型デイサービス センター	通所介護	493,000	10.14	処遇改善加算 I	9.2%	処遇改善加算 I	9.2%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	5,516,908	1,919,622	○		○	令和7年度中に満たす		1	サービス提供体制強化 加算 II
18	2273304653	浜松市	浜松市	せいら浜松遠征 型デイサービス センター	通所型サービス(後 者)	82,000	10.14	処遇改善加算 I	9.2%	処遇改善加算 I	9.2%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	917,952	319,284	○		○	令和7年度中に満たす			サービス提供体制強化 加算 II
19	2273304661	浜松市	浜松市	せいら浜松 ショートステイ	短期入所生活介護	474,000	10.17	処遇改善加算 I	14.0%	処遇改善加算 I	14.0%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	8,098,572	2,603,112	○		○	令和7年度中に満たす			サービス提供体制強化 加算 I
20	2273304661	浜松市	浜松市	せいら浜松 ショートステイ	介護予防短期入所 生活介護	2,000	10.17	処遇改善加算 I	14.0%	処遇改善加算 I	14.0%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	34,164	10,980	○		○	令和7年度中に満たす			サービス提供体制強化 加算 I

別紙様式2-1 (処遇改善加算 総括表)

提出先 静岡県

福祉・介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書(令和7年度)

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンケンミンコウセイカイ		
法人名	社会福祉法人県民厚生会		
法人所在地	〒 426-0009	静岡県藤枝市八幡198番地	
フリガナ	オカサキ ミナ		
書類作成担当者	岡崎 美奈		
連絡先	電話番号	054-646-6766	E-mail kirara-mo@arrow.ocn.ne.jp

2 賃金改善計画: 加算額以上の賃金改善について(全体)

令和7年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額			
① 令和7年度の加算の見込額	a)	644,376	円
② 令和6年度の加算額のうち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す予定の額	b)	0	円
③ 令和7年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額(賃金改善が必要な額)(a + b)	c)	644,376	円
④ 令和7年度の賃金改善の見込額 (③の額以上となること。障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業から人件費に充てた額を除く。)	d)	650,000	円

【記入上の注意】

- 障害福祉現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、障害福祉サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認めている。令和7年度に繰り越す予定の額を(b)に記載すること。また、繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- (d)には、令和6年度からの繰り越し分(b)の配分を含め、令和7年度に実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 福祉・介護職員等処遇改善加算の要件について

(1) 月額賃金改善要件Ⅰ(処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

別紙様式2-2「①月額賃金改善要件Ⅰ」の欄から転記			
① 令和7年度の処遇改善加算Ⅳ相当の見込額の1/2		253,476	円
② 令和7年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)		254,000	円

【記入上の注意】

- 令和7年4月以降の処遇改善加算の配分方法のうち、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)で行っている賃金改善の総額を記入してください。

(2) 月額賃金改善要件Ⅱ(旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

※令和7年3月時点で処遇改善加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ

別紙様式2-2「②月額賃金改善要件Ⅱ」の欄から転記			
① 令和7年4月以降の加算(見込額)のうち、新たに増加する旧ベースアップ等加算相当の見込額		83,568	円
② 上記①を原資として実施する新たな賃金改善の見込額		84,000	円
i) うち、基本給等の新規の引上げによる賃金改善の見込額(①の額の2/3以上となること) (括弧内は月額(12か月間算定するとした場合))		60,000	円
		(5,000 円)	

(3) キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ(任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

別紙様式2-2「③・④キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)



(4) キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ】

別紙様式2-2「⑤キャリアパス要件Ⅲ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)



(5) キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件)【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】

(6)キャリアパス要件V(配置等要件)【処遇改善加算Ⅰ】

【(7)職場環境等要件【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】】

障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業の要件を満たしており、補助金を申請予定又は申請済であるため、令和7年度中の職場環境等要件の適用が猶予される。	
補助金を申請予定でない場合、各加算区分の算定に必要な令和7年度中の職場環境等要件を満たす。 ※こちらを選択する場合には、下記の職場環境等要件の表にチェックをしてください。	○

【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】

- ⇒ ・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和7年度中に要件整備を行う誓約をすること(「誓約」)。
・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに2以上の取組を実施すること。
・「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」のうち3以上の取組(うち⑩は必須)を実施すること。

【処遇改善加算Ⅲ・Ⅳ】

- ⇒ ・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和7年度中に要件整備を行う誓約をすること(「誓約」)。
・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上を実施すること。
・「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。

該当

区分	内容
入職促進に向けた取組	✓ ①法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)
	④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等
	✓ ⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動によるキャリアサポート制度等の導入
	⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	✓ ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけ等に取り組んでいる
	⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の風人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる
腰痛を含む心身の健康管理	✓ ⑬障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
	✓ ⑭業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	✓ ⑮短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	⑯福祉・介護職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援やリフト等の活用、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組	✓ ⑰事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	✓ ⑱現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している
	✓ ⑲5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている
	✓ ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
やりがい・働きがいの醸成	✓ ㉑業務支援ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入
	㉒介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビジネスチャットツール含む)の導入
	㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、福祉・介護職員が支援に集中できる環境を整備。特に、間接業務(食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等)がある場合は、間接支援業務に従事する者の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。
	㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
やりがい・働きがいの醸成	㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	✓ ㉖地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進のため、モチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	㉗利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	㉘支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

□

□

4 要件を満たすことの確認・証明

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項		証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)	○
✓	処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、給与明細等	
✓	令和7年度に繰り越す予定の額(2 ②)がある場合は、全額、令和7年度の賃金改善に充てます。 期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等	
✓	キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、資質向上のための計画等	
✓	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	
✓	労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書	
✓	本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	
✓	指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内のあった申請先に提出します。	—	

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があった場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、障害福祉サービス等報酬の返還や指定取消となる場合がある。

○

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いがないこと及び
記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和 7 年 3 月 31 日 法人名 社会福祉法人県民厚生会

代表者 職名 理事長 氏名 望月 忍

(確認用) 提出前のチェックリスト

- 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について		○
令和7年度に繰り越す予定の額を含む、令和7年度の賃金改善が必要な額以上の賃金改善を行う計画となっていること		

3 福祉・介護職員等処遇改善加算の要件について			
(1)	月額賃金改善要件Ⅰ	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること	○
(2)	月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること	○
(3)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に福祉・介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	○
(4)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること	○
(5)	キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること	
(6)	キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ(配置等要件)を満たすこと	
(7)	職場環境等要件	障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業を申請予定若しくは申請済である又は各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること 障害福祉サービス等情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	○

4 要件を満たすことの確認・証明		
必要な項目が全て選択されていること		○
誓約・記名が行われていること		○

【記入上の注意】

- ・オレジン ☐ ピンク臣 ☐ のセルは必ず入力してください。空欄がある場合は不備となります。

提出先	静岡県
-----	-----

改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数	0
如酒改善算Ⅰ・Ⅱの算定を届け出た事業所数	0

【記入上の注意】

- ・改善後の賃金が年額440万円以上であることは、如遇改善加算による賃金改善額を含む金額で判断すること。

[illegible]

介護人材確保・職場環境改善等事業計画書

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンケンミンコウセイカイ			
法人名	社会福祉法人県民厚生会			
法人所在地	〒 426-0009			
	静岡県藤枝市八幡198番地			
フリガナ	オカザキ ミナ			
書類作成担当者	岡崎 美奈			
連絡先	電話番号	054-646-6766	E-mail	kirara-mo@arrow.ocn.ne.jp

2 補助金の支給要件及び使途

【支給要件】(1つ以上の項目にチェック(✓))

職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組の実施を計画している又は既に実施しています。

☐	① 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組
☐	② 介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
☒	③ 業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等)

【使途】(1つ以上の項目にチェック(✓))

介護人材確保・職場環境改善等事業により、職場環境改善経費への充当又は人件費(一時金等)の改善を行う方法

☐	① 人件費の改善の実施
☒	② 職場環境改善経費への充当
②を選択した場合、その使途を ブルダウンから選択してください。	
(ウ)その他の金額 (③ 業務改善活動の体制構築)	

【記入上の注意】

- 実績報告では、どのような項目の費用にどのくらいの額を当てたかを報告いただきます。
- 職場環境改善経費には、職員に対する研修費用や介護助手等の募集経費、その他の金額が含まれます。
- 「その他の金額」には、補助金の要件である「業務内容の明確化と役割分担」、「現場の課題の見える化」又は「業務改善活動の体制構築」に関する取組を実施するための費用のうち、介護テクノロジー等の機器購入費用でないもの(専門家の派遣費用、会議費等)のみ充当することができます。
- 職場環境改善経費について、複数の取組を行う場合は、主な使途にあたる項目を選択してください。
- 介護テクノロジーの導入等を検討している場合には、「介護テクノロジー導入・協働化等支援事業」をご活用ください。
- 職場環境改善経費について、消費税仕入控除税額に充当することはできません。消費税額を対象経費に含めていた場合、消費税仕入控除税額の申告が必要となり、当該控除税額分に相当する補助金の返還が必要となる場合があります。

3 その他要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目		証明する資料の例
☒	補助金を申請する事業所は、交付対象月において介護職員等処遇改善加算(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣ)を取得している、又は令和7年4月の介護職員等処遇改善加算に係る体制届を提出します。	都道府県・市町村への体制届出
☒	補助金として給付される額は、上記使途のために全額支出します。	給与明細、職場環境改善経費に係る明細書等
☒	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
☒	労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
☒	本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書
☒	都道府県のホームページ等で、介護人材確保・職場環境改善等事業計画書の提出先を確認しました。	—

☒ 本介護人材確保・職場環境改善等事業計画書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

(以下のどちらか1つにチェック(✓)すること。)

☒ 【提出先の都道府県において、振込先の事業所が債権譲渡を行っていない場合】
介護人材確保・職場環境改善等事業の支払に係る各都道府県の国民健康保険団体連合会から都道府県への支払口座情報の提供に同意します。

☐ 【提出先の都道府県において、振込先の事業所が債権譲渡を行っている場合】
債権譲渡を行っている振込先の事業所について、都道府県に振込口座情報を提供しています。

令和 7 年 3 月 10 日

法人名
代表者 職名 理事長

社会福祉法人県民厚生会
望月 忍

様式第3号(用紙 日本産業規格A4模型)

(令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業実施要綱 別紙様式2-4)

提出先	静岡県
-----	-----

介護人材確保・職場環境改善等事業計画書(施設・事業所別個表)

法人名	社会福祉法人県民厚生会
-----	-------------

【記入上の注意】
・都道府県ごとに補助金の要件を満たす必要があり、都道府県ごとに振込先の指定方法等、様式が異なる。

場合もあることから、補助金の計画書は都道府県ごとに作成することが望ましい。
都道府県をまたいで法人一括での作成を行う場合、様式第3号の補助金の見込額には、提出先の都道府県内に所在する事業所・施設のみ合計額が記載される。
・事業所の数が多く、1枚に記載しきれない場合は、適宜、行を追加すること。

補助金の見込額の合計[円]	6,546,078
提出先都道府県での補助金の見込額の合計[円]	6,546,078

通し番号	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	サービスコード	介護人材確保・職場環境改善等事業を申請予定	一月あたり介護報酬総単位数[単位](a)	1単位あたりの単価[円](b)	交付率(c)	補助金の見込額(e)(a×b×c)[円]	交付対象月 ※令和6年12月を基本とし、各事業所の判断により、令和7年1月・2月又は3月も選択可能。どれか1つのみに「○」。			
			都道府県	市区町村									令和6年12月	令和7年1月	令和7年2月	令和7年3月
1	2292300122	富士市	静岡県	富士市	グループホームきらら富士	認知症対応型共同生活介護	32	○	279,000	10.14	11.3%	319,683	○			
2	2292300742	富士市	静岡県	富士市	グループホームデイきらら富士	認知症対応型通所介護	72	○	54,000	10.17	13.2%	72,491	○			
3	2272301496	静岡県	静岡県	富士市	きらら富士デイサービスセンター	通所介護	15	○	681,000	10.14	6.4%	441,941	○			
4	2272301496	富士市	静岡県	富士市	きらら富士デイサービスセンター	通所型サービス(独自)	A6	○	54,000	10.14	6.4%	35,043	○			
5	2272301488	静岡県	静岡県	富士市	きらら富士ヘルパーセンター	訪問介護	11	○	291,000	10.21	10.5%	311,966	○			
6	2272301488	富士市	静岡県	富士市	きらら富士ヘルパーセンター	訪問型サービス(独自)	A2	○	71,000	10.21	10.5%	76,115	○			
7	2275300818	静岡県	静岡県	藤枝市	特別養護老人ホームきらら藤枝	介護老人福祉施設サービス	51	○	2,302,000	10.14	8.3%	1,937,409	○			
8	2275300826	静岡県	静岡県	藤枝市	きらら藤枝ショートステイ	短期入所生活介護	21	○	578,000	10.17	8.3%	487,895	○			
9	2275300826	静岡県	静岡県	藤枝市	きらら藤枝ショートステイ	介護予防短期入所生活介護	24	○	12,000	10.17	8.3%	10,129	○			
10	2275300883	静岡県	静岡県	藤枝市	きらら藤枝デイサービスセンター	通所介護	15	○	693,000	10.14	6.4%	449,729	○			
11	2275300883	藤枝市	静岡県	藤枝市	きらら藤枝デイサービスセンター	通所型サービス(独自)	A6	○	34,000	10.14	6.4%	22,064	○			
12	2297100253	浜松市	静岡県	浜松市	グループホームきらら浜松	認知症対応型共同生活介護	32	○	565,000	10.14	11.3%	647,388	○			

○

通し 番号	介護保険事業 所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	サービスコード	介護人材確保・ 職場環境改善 等事業を申請 予定	一月あたり介護 報酬総単位数 〔単位〕(a)	1単位あたり の単価〔円〕(b)	交 付 率 (c)	補助金の 見込額 (e) (a×b×c) 〔円〕	交付対象月 ※令和6年12月を基本 とし、各事業所の判断に より、令和7年1月、2月 又は3月も選択可能。ど れか1つのみに「○」。			
			都道府県	市区町村									令和 6年 12月	令和 7年 1月	令和 7年 2月	令和 7年 3月
13	2277200214	浜松市	静岡県	浜松市	きらら浜松デイサービスセン ター	通所介護	15	○	556,000	10.14	6.4%	360,821	○			
14	2277200214	浜松市	静岡県	浜松市	きらら浜松デイサービスセン ター	通所型サービス(独自)	A6	○	36,000	10.14	6.4%	23,362	○			
15	2277200206	浜松市	静岡県	浜松市	きらら浜松ヘルパーセンター	訪問介護	11	○	386,000	10.21	10.5%	413,811	○			
16	2277200206	浜松市	静岡県	浜松市	きらら浜松ヘルパーセンター	訪問型サービス(独自)	A2	○	67,000	10.21	10.5%	71,827	○			
17	2277204653	浜松市	静岡県	浜松市	きらら浜松機能訓練デイサー ビスセンター	通所介護	15	○	538,000	10.14	6.4%	349,140	○			
18	2277204653	浜松市	静岡県	浜松市	きらら浜松機能訓練デイサー ビスセンター	通所型サービス(独自)	A6	○	89,000	10.14	6.4%	57,757	○			
19	2277204661	浜松市	静岡県	浜松市	きらら浜松ジョイントステイ	短期入所生活介護	21	○	540,000	10.17	8.3%	455,819	○			
20	2277204661	浜松市	静岡県	浜松市	きらら浜松ジョイントステイ	介護予防短期入所生活介護	24	○	2,000	10.17	8.3%	1,688	○			